

元書類收受日 令和7年3月7日
左書類收受日 令和7年5月27日

特定非営利活動法人国境なき医師団日本
就業規則（令和6年3月1日改訂）抜粋

国境なき医師団日本
部外秘

第4章 給与

第16条 給与

1. 職員の給与は、職位および職責を基本に決定する。
- | | | |
|------|-------------------|----------|
| 管理職 | ジェネラル・ディレクター／事務局長 | |
| | ディレクター | または同等の職責 |
| | ヘッド | または同等の職責 |
| | マネジャー | または同等の職責 |
| 非管理職 | シニア・オフィサー | または同等の職責 |
| | オフィサー | または同等の職責 |
| | ジュニア・オフィサー | または同等の職責 |
2. 給与は、職員の職務内容、職責、職務能力等を考慮して各人ごとに定める月俸制とする。ただし、有期雇用契約で雇用された職員については、日給または時間給による場合があり、個別の契約書で定める。
3. 非管理職の月俸には基本給のほか、20時間分の時間外労働に対する手当として、時間外割増手当を含むものとする。時間外割増手当には、月の所定労働時間を超える時間外勤務手当、深夜勤務手当、法定休日勤務手当を含むものとする。
4. 管理職は時間外割増手当の対象とならない。管理職の月俸には基本給のほか、20時間分の深夜勤務手当を含むものとする。
5. 本団体は、人事考課の結果、職責の変更、物価の推移等を考慮して給与の増減の見直しを行う。

第17条 給与の支払

1. 給与は暦月の1日から末日までを支給対象期間とする。
2. 給与は毎月25日に職員が指定した国内の銀行口座に支給する。ただし、当日が休日のときはその直前の営業日を支給日とする。
3. 雇用月、退職月、休職、復職や欠勤などで、支給対象期間が1カ月未満の場合は、支給対象日数に基づき日割り計算によって支給する。なお、遅刻、早退、不就業によって給与を控除する場合には、その時間分の給与を控除して支給する。
4. 支給額の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げ、控除額に1円未満の端数が生じたときはこの端数を切り捨てる。
5. 給与からは、下記の項目を控除する。
- 1) 所得税、住民税、社会保険料、その他法令に定められたもの
 - 2) 社員の過半数を代表する者との書面協定により給与から控除することとしたもの

第18条 手当

1. (通勤手当)

通勤手当は、日額（往復）2,800円までの範囲内において、職員の自宅（複数ある場合には本団体事務局から近い方を自宅とする。）から本団体事務局までの最も経済的な経路によって公共交通機関を利用して通勤する際に要する実費に相当する額を、事務局への出勤日数に応じて翌月に支給する。職員は、所定の方法で、通勤した日を遅滞なく本団体に報告しなければならない。

2. (子供手当)

18歳以下の税務上の被扶養者である子供を扶養する職員、及び本団体の「パートナーシップ認定制度」により認定された18歳以下の子供を扶養するものと認定された職員には、子供ひとりあたり月額15,000円の子供手当を支給する。ただし、対象となる職員の子供が、既に本団体またはMSFの他の機関によって子供手当を支払われている場合は、本団体は当該子供に対する子供手当の支給を行わない。

3. 月の途中において、雇い入れ又は退職、休職、もしくは復職した場合等、手当は暦月の勤務日数に基づき日割り計算によって支給する。支給額の計算上、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げ、控除額に1円未満の端数が生じたときはこの端数を切り捨てる。

第19条 時間外勤務手当等

1. 以下の割増率による時間外勤務手当を支給する。なお、時間外勤務手当は、翌月に支払う。

- | | |
|--|-----|
| 1) 月の法定労働時間を超えた勤務（月60時間以下） | 25% |
| 2) 深夜勤務 22時から5時まで | 25% |
| 3) 法定休日勤務 | 35% |
| 4) 月の法定労働時間を超えた勤務が60時間を超えた場合に、
その60時間を超えた勤務について | 50% |

2. 第1項第1号、第3号及び第4号の規定は、労働基準法第41条第2号に該当する管理監督の地位にある、管理職の職員には適用しない。

3. 第16条第3項の定める時間外割増手当が支払われている職員については、その額を超える法定時間外労働、深夜勤務、休日勤務がなされた場合に限り、本条第1項に基づき差額精算を行うものとする。

第20条 年次有給休暇等の給与

1. 本団体は、年次有給休暇その他本就業規則において有給と定められている休暇に対し、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の給与を支払う。

元書類收受日 令和7年3月31日
1304
左巻書類收受日 令和7年5月27日

国境なき医師団日本
部外秘

第 21 条 臨時休業の賃金

1. 本団体の責めに帰すべき事由により、職員を休業させた場合は、労働基準法第 26 条の休業手当を支払う。

第 22 条 ならしのための勤務等に関する取り扱い

1. 第 33 条 7 項が定める復職に向けたならしのための勤務等について、給与支払いの有無、その金額等については、同条項に基づき、本団体が定める。

抜粋以上

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人国境なき医師団日本	事業年度	令和6年1月1日～12月31日
-----	--------------------	------	-----------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
一般個人寄付収入	13,068,615,452 円
一般法人寄付収入	903,238,783 円
その他団体寄付収入	93,319,350 円
他の MSF からのグラント	3,963,602 円
アソシエーション会費収入	504,054 円
利息収入および評価益等	8,869,633 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	14,078,510,874 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,000,000,000 円	寄付金
		257,000,000 円	寄付金
		209,522,119 円	寄付金
		200,000,000 円	寄付金
		129,927,007 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		6,351,182,876 円	人道援助活動支援費等
		2,116,260,000 円	人道援助活動支援費
		548,131,505 円	人道援助活動支援費等
		529,225,316 円	人道援助活動支援費等
		529,195,397 円	人道援助活動支援費等

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		講演会の報酬	2024/3/2、7/7、8/9	9,000 円	※
		講演会の報酬	2024/2/6、11/10	6,000 円	※
		講演会の報酬	2024/11/17	3,000 円	※
		講演会の報酬	2024/2/7、4/20、5/18、11/3	12,000 円	※
		講演会の報酬	2024/1/28、7/31	6,000 円	※
		講演会の報酬	2024/1/18、2/17、2/18	10,023 円	※
		講演会の報酬	2024/1/1~12/31	407,602 円	※

※講演会等の報酬、1回 3,341 円（理事・監事 3,000 円）

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	1,536,000 円	2024 年 1 月 15 日 - 12 月 16 日
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	令和6年1月1日～ 令和6年12月31日	3,480,624 円
			給与	令和6年1月1日～ 令和6年12月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和6年1月1日 ～令和6年12月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
87 人	555,719,048 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
※別紙参照			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日] 別表

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2024/2/22	65,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/2/22	780,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/2/22	65,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/2/22	65,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/2/22	260,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/3/21	65,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/4/18	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/4/18	538,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/4/18	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/4/18	179,333,000 円	人道援助活動支援
		2024/4/18	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/4/18	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/5/23	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/5/23	538,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/5/23	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/5/23	179,333,000 円	人道援助活動支援
		2024/5/23	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/5/23	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/6/20	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/6/20	538,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/6/20	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/6/20	179,333,000 円	人道援助活動支援
		2024/6/20	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/6/20	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/7/18	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/7/18	538,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/7/18	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/7/18	179,333,000 円	人道援助活動支援
		2024/7/18	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/7/18	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/8/22	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/8/22	538,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/8/22	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/8/22	179,333,000 円	人道援助活動支援
		2024/8/22	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/8/22	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/9/19	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/9/19	538,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/9/19	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/9/19	179,333,000 円	人道援助活動支援
		2024/9/19	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/9/19	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/10/17	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/10/17	538,000,000 円	人道援助活動支援

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2024/10/17	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/10/17	179,333,000 円	人道援助活動支援
		2024/10/17	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/10/17	44,833,000 円	人道援助活動支援
		2024/11/21	44,835,000 円	人道援助活動支援
		2024/11/21	538,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/11/21	44,835,000 円	人道援助活動支援
		2024/11/21	179,335,000 円	人道援助活動支援
		2024/11/21	44,835,000 円	人道援助活動支援
		2024/11/21	44,835,000 円	人道援助活動支援
		2024/12/19	44,834,000 円	人道援助活動支援
		2024/12/19	538,000,000 円	人道援助活動支援
		2024/12/19	44,834,000 円	人道援助活動支援
		2024/12/19	179,334,000 円	人道援助活動支援
		2024/12/19	44,834,000 円	人道援助活動支援
			円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日] 別紙

実 施 日	使 途	金 額
2024・1・31	フランス国の個人への経費の支払	14,224 円
2024・1・31	フランス国の個人への給与支払	
2024・1・31	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	11,522 円
2024・2・22	スイス国の本部へ人道援助活動支援と立替費用等の差額決済支払	1,270,350,688 円
2024・2・29	フランス国の個人への経費の支払	417,547 円
2024・2・29	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	490,550 円
2024・3・21	スイス国の本部へ人道援助活動支援と立替費用等の差額決済支払	25,683,063 円
2024・3・29	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	785,539 円
2024・3・29	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	921,281 円
2024・3・29	フランス国の企業へ国際保険料の支払	4,050,283 円
2024・4・18	スイス国の本部へ人道援助活動支援と立替費用等の差額決済支払	889,720,930 円
2024・4・30	フランス国の個人への経費の支払	14,842 円
2024・4・30	ロシア国の個人への経費の支払	33,690 円
2024・4・30	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	3,925,500 円
2024・4・30	フランス国の物流本部への費用の支払	479,891 円
2024・5・23	スイス国の本部へ人道援助活動支援と立替費用等の差額決済支払	882,527,492 円
2024・5・30	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	1,236,310 円
2024・6・20	スイス国の本部へ人道援助活動支援と立替費用等の差額決済支払	1,120,578,986 円
2024・6・28	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	2,202,343 円
2024・6・28	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	4,028,250 円
2024・6・28	フランス国の企業へ国際保険料の支払	4,274,637 円
2024・7・18	スイス国の本部へ人道援助活動支援と立替費用等の差額決済支払	878,055,979 円
2024・7・31	フランス国の個人への給与支払	
2024・7・31	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	2,697,300 円
2024・7・31	コロンビア国の個人への語学研修費の支払	57,213 円
2024・8・2	バングラデッシュ国の企業への撮影費用の支払	145,112 円
2024・8・22	スイス国の本部へ人道援助活動支援と立替費用等の差額決済支払	896,354,675 円
2024・8・29	フランス国の個人への給与支払	
2024・8・29	ロシア国の個人への経費の支払	86,778 円
2024・9・19	スイス国の本部へ人道援助活動支援と立替費用等の差額決済支払	825,564,508 円
2024・9・30	フランス国の企業へ国際保険料の支払	5,126,654 円
2024・10・17	スイス国の本部へ人道援助活動支援と立替費用等の差額決済支払	883,193,757 円
2024・10・31	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	2,729,700 円
2024・11・21	スイス国の本部へ人道援助活動支援と立替費用等の差額決済支払	876,543,249 円
2024・11・29	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	2,652,210 円
2024・12・19	スイス国の本部へ人道援助活動支援と立替費用等の差額決済支払	794,431,625 円
2024・12・27	フランス国の個人への経費の支払	59,071 円
2024・12・27	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	1,776,060 円
2024・12・27	フランス国の企業へ国際保険料の支払	4,089,948 円
		円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人国境なき医師団日本					チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
			①	②	③	④	⑤
①	令和6年1月1日～令和6年12月31日		15人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
申 請 時			人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	☒ はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉔ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		15人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	就任・退任 年月日
中嶋 優子		理事		○						令和4年3月27日就任
高橋 健介		理事		○						令和3年3月26日就任
谷口 博子		理事		○						令和5年3月26日就任
デルマス ジル		理事		○						平成29年3月31日監事就任 令和3年3月25日監事退任 令和3年3月26日理事就任
小杉 郁子		理事		○						令和4年3月27日就任
コナテ イッサ カディノン		理事		○						令和4年3月27日就任
西島すみれ (旧姓 空野)		理事		○						令和4年3月27日就任
ベラハ スチュア ート ソロモン		理事		○						令和5年3月26日就任
落合 厚彦		理事		○						令和6年3月24日就任
スー ミヤット ハン		理事		○						令和6年3月24日就任
森川 光世		監事		○						令和4年3月27日就任
久留宮 隆		理事 監事		○						平成29年3月26日理事就任 令和5年3月25日理事退任 令和5年3月26日監事就任
齋藤 哲也		理事		○						令和2年3月25日就任 令和6年3月26日理事退任
ウアネス エリッ ク		理事		○						令和3年3月26日就任 令和6年2月5日辞任
チクワナ・アイザ ック トンデライ		理事		○						令和5年3月26日就任 令和6年3月24日辞任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(SAP by Design)使用	随時	10年
仕訳日記帳	会計ソフト(SAP by Design)使用	随時	10年
固定資産台帳	固定資産管理ソフト (PCA クラウド固定資産) 使用	毎月	10年
貸金台帳	給与計算ソフト(給与奉行 i11)使用 PDF 保存	毎月	10年
現金出納帳	Excel 使用	随時	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名							チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人国境なき医師団日本		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類		
ヘ	助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同	意
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		☒ する	☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
-----	---------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無	
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無	
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無	
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無	
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ	
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ	
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ	
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ	
6	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ	
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ	